

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

猪名川町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

猪名川町長

公表日

令和2年8月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<p>【国民健康保険の資格に関する事務】 国民健康保険の資格の取得・喪失・変更等の管理を行い、加入者の状況の把握を行っている。把握している状況より、証関係(保険証・短期証・資格者証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証)の交付、送付を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認</p> <p>【国民健康保険の給付に関する事務】 高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、保険証や限度額・減額認定証の交付、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定確認</p> <p>【国民健康保険税の賦課に関する事務】 地方税法等の規定及び町国民健康保険税条例等に基づき、賦課決定し通知書の出力・発送を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<p>国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下、「国保総合(国保集約)システム(※)」という。)</p> <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会(兵庫県では、兵庫県国民健康保険団体連合会)に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【国民健康保険の資格に関する事務】 番号法第9条第1項別表第1第30項</p> <p>【国民健康保険の給付に関する事務】 番号法第9条第1項別表第1第30項 国民健康保険法第9条等</p> <p>【国民健康保険税の賦課に関する事務】 番号法第9条第1項別表第1第16項 地方税法第703条の4等</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】 番号法第9条第1項別表第1第30項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【国民健康保険の資格に関する事務】 番号法第19条第7号、別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(第42項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第42項)</p> <p>【国民健康保険の給付に関する事務】 番号法第19条第7号、別表第2および国民健康保険法第2条等 (別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(第27項、第42項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第42項)</p> <p>【国民健康保険税の賦課に関する事務】 番号法第19条第7号、別表第2および地方税法第703条の4等 (別表第2における情報提供の根拠) ・なし (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務れあって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第42項、第44項) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第45項)</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】 番号法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活部保険課
②所属長の役職名	課長 井上 峯子
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	猪名川町 企画総務部企画政策課 666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 問い合わせ先電話番号 代表 072-766-0001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	猪名川町 生活部保険課 666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 問い合わせ電話番号 072-766-0001(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【国民健康保険の資格に関する事務】 国民健康保険の資格の取得・喪失・変更等の管理を行い、加入者の状況の把握を行っている。把握している状況より、証関係(保険証・短期証・資格者証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証)の交付、送付を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認</p> <p>【国民健康保険の給付に関する事務】 高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、保険証や限度額・減額認定証の交付、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定確認</p> <p>【国民健康保険税の賦課に関する事務】 地方税法等の規定及び町国民健康保険税条例等に基づき、賦課決定し通知書の出力・発送を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認</p>	<p>【国民健康保険の資格に関する事務】 国民健康保険の資格の取得・喪失・変更等の管理を行い、加入者の状況の把握を行っている。把握している状況より、証関係(保険証・短期証・資格者証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減額認定証)の交付、送付を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認</p> <p>【国民健康保険の給付に関する事務】 高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、保険証や限度額・減額認定証の交付、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定確認</p> <p>【国民健康保険税の賦課に関する事務】 地方税法等の規定及び町国民健康保険税条例等に基づき、賦課決定し通知書の出力・発送を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等に</p>	事前	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下、「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会(兵庫県では、兵庫県国民健康保険団体連合会)に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下、「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会(兵庫県では、兵庫県国民健康保険団体連合会)に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	<p>【国民健康保険の資格に関する事務】 番号法第9条第1項別表第1第30項</p> <p>【国民健康保険の給付に関する事務】 番号法第9条第1項別表第1第30項 国民健康保険法第9条等</p> <p>【国民健康保険税の賦課に関する事務】 番号法第9条第1項別表第1第16項 地方税法第703条の4等</p>	<p>【国民健康保険の資格に関する事務】 番号法第9条第1項別表第1第30項</p> <p>【国民健康保険の給付に関する事務】 番号法第9条第1項別表第1第30項 国民健康保険法第9条等</p> <p>【国民健康保険税の賦課に関する事務】 番号法第9条第1項別表第1第16項 地方税法第703条の4等</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】 番号法第9条第1項別表第1第30項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事前	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【国民健康保険の資格に関する事務】 番号法第19条第7号、別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(第42項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第42項)</p> <p>【国民健康保険の給付に関する事務】 番号法第19条第7号、別表第2および国民健康保険法第2条等 (別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(第27項、第42項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第42項)</p> <p>【国民健康保険税の賦課に関する事務】 番号法第19条第7号、別表第2および地方税法第703条の4等 (別表第2における情報提供の根拠) ・なし (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」であって主務省</p>	<p>【国民健康保険の資格に関する事務】 番号法第19条第7号、別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(第42項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第42項)</p> <p>【国民健康保険の給付に関する事務】 番号法第19条第7号、別表第2および国民健康保険法第2条等 (別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(第27項、第42項) (別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第42項)</p> <p>【国民健康保険税の賦課に関する事務】 番号法第19条第7号、別表第2および地方税法第703条の4等 (別表第2における情報提供の根拠) ・なし (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」であって主務省</p>	事前	